令和５年（フ）第２２３８号
名古屋市千種区星ケ丘１丁目５番地　アーバンラフレ星ケ丘11―208号
破産者　荒木　義則
1　破産債権の届出期間　令和８年10月２日まで
2　一般調査期日　令和８年11月18日午後１時50分
令和８年８月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８号
福岡県大牟田市大字橘1251番地１　大牟田市営南橘住宅　３棟108号、破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市大字歴木284番地17
破産者　大牟田車輌商会こと田中　正彦
1　破産債権の届出期間　令和８年10月５日まで
2　一般調査期日　令和８年10月21日午前10時
令和８年８月31日
福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１１８号
堺市堺区東雲西町４丁１番３―307号、前住所神奈川県秦野市南矢名668番地の６
破産者　生駒春実こと　ＣＵＩ　ＣＨＵＮＳＨＩ　崔　春実
1　破産債権の届出期間　令和８年10月９日まで
2　一般調査期日　令和８年12月10日午前10時
令和８年８月31日
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第３３号
京都府福知山市篠尾新町２丁目55番地
破産者　大衆魚市場魚屋平兵衛商店こと　近藤　義尚
1　破産債権の届出期間　令和８年10月12日まで
2　一般調査期日　令和８年11月12日午後１時30分
令和８年８月28日
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第１３７２号
札幌市白石区菊水元町９条２丁目５番18号　サンシャインハイツＡ―102号
破産者　菅原　政幸
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和８年12月４日午後１時30分
令和８年８月31日
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８３３号
大阪市平野区長吉長原西１丁目５番35号
破産者　有限会社杉本金型製作所
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和８年12月３日午後１時30分
令和８年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会期日

令和７年（フ）第４２３５号
東京都大田区下丸子４丁目１２－１８－３０２
破産者　野田　稔
計算報告集会の期日
令和８年10月２日午前11時40分
令和８年８月24日
東京地方裁判所民事第２０部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第９２号
宮崎市大字恒久633番地
破産者　谷川由美子
異議申述期間　令和８年10月13日まで
令和８年８月31日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１７４号
宮崎市大島町平原966番地１　ジェネシス大島Ａ棟101号
破産者　今村　真梧
異議申述期間　令和８年10月13日まで
令和８年８月31日　　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８６号
宮崎市出来島町24番地４
破産者　寺尾　隆利
異議申述期間　令和８年10月13日まで
令和８年８月31日　　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２３号
埼玉県川口市新井町４番10号
清算株式会社　協立パッキング株式会社
代表清算人　結城栄一
1　決定年月日　令和８年８月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１０１号
鹿児島市下荒田四丁目６番１号２階
清算株式会社　株式会社ＩＨ商店
代表清算人　　池　畠　丈　二
1　決定年月日　令和８年８月２４日
2　主文　次の協定を認可する。
協　定
1　協定債権の免除
協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息・遅延損害金を含む。）については、本協定の認可決定確定日に、全額の免除を受ける。
2　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記１記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、前記１に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
鹿児島地方裁判所民事第３部

令和８年（ヒ）第１号
愛媛県今治市天保山町二丁目１番地12
清算株式会社　フレンドシップ株式会社
代表清算人　鍋島　喜一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　協定債権者及び協定債権額
本協定の対象となる協定債権者及びその債権額（以下「協定債権」という。）は、以下の１名、総額3041万4246円とする。
・國喜商船株式会社：3041万4246円
第２条　弁済の原資及び弁済額
清算株式会社は、清算事務に関する一切の費用の支払を完了した後の現預金残高である金227万1137円から、清算結了までに発生する公租公課等の納付見込額を控除した残額である金218万3037円協定債権に対する弁済の原資とし、同額を弁済額とする。
第３条　弁済の方法及び時期
清算株式会社は、前条の弁済額を、本協定認可の決定が確定した後、１か月以内に、協定債権者である國喜商船株式会社が指定する銀行口座に振込送金する方法により弁済する。なお、振込送金に要する手数料は前条の弁済額から控除する。
第４条　残債務の免除
協定債権者は、清算株式会社が第３条に定める弁済を完了したときは、協定債権の残額（第１条に定める協定債権額から第２条の弁済額を控除した金額）について、その債務を直ちに免除する。
第５条　追加弁済
清算株式会社に新たな財産が発見されたとき（第２条において控除した公租公課等の納付見込額と実際の納付額との差額として残余金が生じた場合を含む。）は、清算株式会社は、当該財産から必要な費用を控除した残額を、協定債権者に対し追加で弁済する。この場合において、協定債権者が前条により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
以　上
松山地方裁判所今治支部

監督命令

令和８年（再）第１号
兵庫県川西市多田院多田所町１番１号
再生債務者　多田神社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神戸市中央区相生町四丁目２番２８号　神戸駅前千代田ビル４階Ａ号室
伊藤法律事務所　弁護士　伊藤　正治
令和8年8月24日
神戸地方裁判所第３民事部